

予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会提出資料

1 議案説明事項

(1) 議案第 32 号

三重県手数料条例の一部を改正する条例案について 1

2 所管事項

(1) 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」

に基づく報告について 3

令和元年10月10日

県 土 整 備 部

1 議案説明事項

(1) 議案第 32 号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が一部改正され、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定について、複数の建築物で省エネルギーに資する発電設備等を共有する場合の申請が可能になりました。これにより、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等について、規定を整備するものです。

2 改正内容

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等について、現行は1棟ごとに1件の申請としていますが、法改正により、複数棟で発電設備等を共有して1件の申請とすることが可能になります。このような複数棟での申請をする場合に、1棟ごとの認定申請手数料等の金額を合算するよう規定を整備します。

3 条例の施行期日

法律の施行の日

2 所管事項

(1)「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について

第3-3号様式(条例第7条関係)

補助金等評価結果調書

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
29-2	連続立体交差事業負担金 (平成29年度)	近畿日本鉄道株式会社 大阪府大阪市天王寺区 上本町6丁目1番55号	237,959	641,693	<p>(根拠) 「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」及び「同細目要綱」に基づく近鉄川原町駅付近連続立体交差事業にかかる近鉄との協定書(公益性) 健全かつ機能的な都市形成を目的とした都市計画道路等の整備に対する補助であり公益性を有している。</p> <p>(必要性) 連続立体交差事業による鉄道施設高架化で踏切除去を行うことにより、交通円滑化と踏切事故の解消を図る必要がある。</p> <p>(効果) 連続立体交差事業の完成に向け高架部の事業進捗が図れた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 連続立体交差事業による鉄道施設高架化で踏切除去を行うことにより、交通円滑化と踏切事故が解消される受益に対して負担するものであり、他の方法は見当たらない。</p>	都市政策課	